

植民地朝鮮における旅行証明書制度

—植民地的検問体制の出現と朝鮮人—

呉 仁 濟

本稿では、植民地朝鮮における旅行証明書制度（1919年4月15日～1922年12月15日）について考察した。従来この制度については在日朝鮮人の内地渡航史の観点から評価されてきたが、ここでは3・1運動を背景とした独立運動史の流れのなかにそれを位置づけた。

本文では第1に、制度導入の背景について朝鮮総督府と治安当局の認識を中心に検討した。第2に、法令の特徴について詳細に分析した。第3に、旅行取締りと独立運動の事例について検討した。第4に、旅行取締りの社会（一般、女性、経済、宗教、渡日者）への影響について考察した。第5に、朝鮮人の反発と法令の廃止について検討した。

最後に旅行証明書制度とは何かについてまとめた。それは独立運動の取り締まりを目的とし、朝鮮人全体を対象とし、苛虐的な身体検査をともなった植民地的検問体制であると結論した。

はじめに

日本の植民地支配に抵抗して起こった1919年3・1独立運動の直後、朝鮮総督府はいわゆる旅行証明書制度を導入し朝鮮人の旅行を厳しく取り締まった。この制度は、朝鮮人「個人」の移動の自由に対して規制をかけるために導入された初の制度¹⁾であり、「従来旅券が無くても往来し得た内地と満州地方の旅行」²⁾にも証明書が必要になったという点で歴史的に重要な意味をもつ。

福井讓は、初めてこの旅行証明書制度を論題として設定し、その背景・導入・運用・廃止と朝鮮人の反応などの一連の問題について詳細に論じた³⁾。そこで福井は、同制度によって朝鮮人の旅行に「きびしい制限」がもうけられたとする姜在彦⁴⁾や朴慶植⁵⁾の見方を修正し、実際には旅行証明書の下付要件が「緩和」され渡日者数が増加していったとの分析を行った⁶⁾。また外村大は、旅行証明書制度が「3・1独立運動を受けた応急的なものであったものの、その後の本格的な朝鮮人渡航管理の先駆け」⁷⁾であると位置付けた。

筆者はこれらの捉え方に再検討の余地があると考え。なぜなら従来の研究では第1に、旅行証明書制度が朝鮮人の内地渡航史ないしは在日朝鮮人の形成史（広い意味では日朝関係史）という限定された枠組みのなかでしか評価されてこなかった、第2に内地渡航者の増減および制度の制限か／緩和かという点にのみ主な関心が注がれてきたと思われるからである。だが3・1運動への対応として同制度が導入されたのであれば、独立運動と旅行証明書制度との関連を探る視点からの評価が行われなければならないのではないだろうか。

金度亨は旅券史の流れを整理するなかで旅行証明書制度について言及した。金はこれについて金秉祚の歴史書『韓国独立運動略史』（1921）や崔南善が発刊した週刊誌『東明』などから関連記述を引きながら、独立運動の視点に立った説明を行った⁸⁾。旅券史のなかに同制度を位置づけたという点、また独立運動側の視点を重視した記述を行ったという点で、貴重な研究と言えるだろう。なお、金は歴史研究の分野において旅券が重要な研究対象として扱われてこなかった問題を指摘したが、同様の背景から独立運動史の分野においても旅行証明書に関する研究は皆無といってよい状況であったと思われる。

以上の研究状況を踏まえ本稿では、独立運動の視点を多分に取り入れつつ旅行証明書制度の背景と意図、法令の特徴、独立運動に関わる事例、社会への影響に関わる事例、朝鮮人の反発と制度の廃止について総合的に論じ、旅行証明書制度とは何かという問題について考察する。執筆にあたっては、治安機関による独立運動関連事件の訊問調書、その他官憲資料、新聞資料などを用いた。

1 制度の導入

1.1 背景

旅行証明書制度は3・1独立運動（1919年）の直後に導入された。ひと月前の東京2・8独立宣言を走りとして京城（ソウル）で起こった独立運動の波は瞬く間に朝鮮全土に広がり、朝鮮独立への機運を一気に高揚させた。これに対して総督府は憲兵隊による弾圧を行ったが、さらに長谷川好道総督は内地の原敬首相に軍隊の派兵を要請し、加えて鉄道援護隊・在郷軍人会・消防隊までも動員して苛烈な鎮圧を行った⁹⁾。独立運動とそれに対する弾圧の全面的な対立構図が、旅行証明書制度導入の背景にある。

そんななか、治安当局は朝鮮内外の状況に対してどのような認識をもっていたのだら

うか。かれらは朝鮮内はもちろんのこと、朝鮮外の動きとして日本方面、中露方面、さらには外国人（宣教師）と3・1運動の影響関係についても神経を尖らせていた。ここでは日本方面と中露方面について、警察の取り調べ資料からその認識を窺ってみよう。

まずは日本方面についてである。日本「内地」および朝鮮の警察は3・1独立運動の後、逮捕者の取り調べにおいて宣言に至るまでの準備段階での動きを追求していた。2・8独立宣言と3・1独立運動の事件経過をまとめた朝鮮憲兵隊司令部および朝鮮総督府警務総監部の報告¹⁰⁾によると、両地の警察は、東京の朝鮮人が「朝鮮内ニ対シ其ノ情況ヲ通信」することでその風潮が「朝鮮内ニ波及」することを憂慮し、東京-朝鮮間の「連絡関係ノ有無」について「厳ニ注意」していた。さらにはいわゆる民族代表33人の一人である朴熙道パクヒドが招集し学生グループの団結を図る契機となった大観園（中国料理店）の会合（1919年1月26日）も、「東京留学生等ト通謀ノ結果ニアラサルヤ」との疑いをもっていた。

また、警察当局は3・1運動後の運動拡大に影響を与えた東京女子留学生たちの活動について、2.8独立宣言に関わった金瑪利亞、黄愛施徳らが朝鮮に帰郷してから女性団体の組織化を図ったとの陳述を得た。上記報告ではその一連の経緯の説明のあと、「東京ニ於ケル鮮人男学生」から「連絡ノ任ヲ帯ヒ帰来」し「朝鮮内地ノ学生等」に東京の状況を伝える使命を担っていたことであろうと確信をもって伝えている¹¹⁾。

中国方面で3・1運動逮捕者の取り調べを行った警察が警戒しているのは、上海を拠点とした独立運動の動きであった。たとえば上海居住の鮮于焮ソンウヒョクは、朝鮮内に赴き李昇薫リスンファン、梁旬伯リャンジョンベク、吉善宙キルソンジュ、安世恒アンセファン〔桓の誤り〕らをはじめとするキリスト教関係の人物たちと独立運動の実行計画について話し合い、最終的に天道教チエナムソンの崔南善らと協同し3・1運動を執行するに至るまでのプロセスにおいて重要な役割を果たした¹²⁾。

同じく上海居住の張徳秀チャンドクスは、広東で申樞シンジョン〔申圭植シンギョシク〕に会い、東京での2・8独立宣言と朝鮮での3・1独立運動についての指示を受けた。張はそれに従い、すでに東京に派遣されていた趙庸雲チョヨシウン〔殷の誤り。趙素昂チョソアン〕と「通信シ詳細ノ打合」¹³⁾を行い、それを受けて趙は2.8独立宣言の任務を遂行した。申は東京での任務終了後は朝鮮の京城に渡り、朝鮮で起こるはずの独立運動の状況を上海の中華申報の記者である趙東祐チョドンホに通信するよう指示している。

さらに、上のように2.8独立宣言や3.1独立運動を組織的に準備するための活動を行った鮮于焮や張徳秀が、表向きは「共済会」を名乗る秘密結社「革命党」に所属していたことを警察は重視していた。北京、天津、満洲の各地、そして露領方面、そして朝鮮

内には革命党の党員が散在しており、上海が朝鮮、中国、ロシア、アメリカの「不逞鮮人トノ連絡中継地タルノ観」があり、また「不平ヲ抱キ米国ニ奔ル鮮人青年子弟」が上海の「不逞輩」の斡旋により「密渡航」を行う場所にもなっているという。こうした状況から日本の施政に及ぼす被害が甚大であるので、「将来ノ禍根ヲ芟除」する必要があると主張している¹⁴⁾。

このほか、ロシアのニコリスク地方では、「排日鮮人」である柳東説、曹成煥〔曹の誤り〕、朴殷植、申采浩、金夏錫らが会合し「朝鮮内ト呼応シテ独立運動」を行い、さらに「露国過激派トモ連絡」し状況次第ではロシアが「〔日本〕帝国ト開戦スヘク画策」する雰囲気もあるので、「京城某鮮人ニ対シ速ニ渡来セヨト通信」したという¹⁵⁾。

以上みたように、治安当局は「朝鮮外」の独立運動、とりわけここでは「不逞鮮人」らの「連絡関係ノ有無」に重大な関心を払っていたのである。

1.2 政治犯処罰令

このような治安当局の認識を背景として、1919年4月15日に2つの法令が公布された。その一つが制令第7号「政治ニ関スル犯罪処罰ノ件」（以下、政治犯処罰令）であり、もう一つが警務総監部令第3号「朝鮮人ノ旅行取締ニ関スル件」（以下、旅行取締令）である。

水野直樹によると¹⁶⁾、政治犯処罰令の発案段階で朝鮮総督府司法部法務課長の山口貞昌は、従来の法令では3・1運動を鎮圧・処罰するのに不十分だと理由で「緊急制令」¹⁷⁾の発布を進言した。結果的にこの進言は司法部長官国分三亥に受け入れられず「普通の制令案」を作成することになったが、同令の立案過程において目下緊急措置を要するもの、すなわち「非常事態」（戒厳令）またはそれに準ずるものであるという情勢認識が総督府内部の一角に存在していたことがわかる。

従来朝鮮には独立運動などを取り締まる治安法令として保安法（1907年）が存在していたが、政治犯処罰令はそれを拡大したものであった。具体的には、①「政治の变革」を図った者に対する処罰が定められ、②実行犯のみならず予備犯・陰謀犯もその適用対象となり、③朝鮮国内のみならず国外在住朝鮮人にも適用範囲を拡大した点にその特徴があった¹⁸⁾。つまりこの政治犯処罰令は、3・1独立運動という「非常事態」への対応に迫られた治安当局が事実上の緊急措置として発令したものであったといえる。

そして政治犯処罰令と同じ日に公布されたのが、旅行取締令である。したがって両令は姉妹法であり、どちらも「緊急制令」に準ずる性格をもつ車の両輪であった。

1.3 旅行取締令の導入理由

朝鮮総督府の機関紙『京城日報』（日本語）¹⁹および『毎日申報』（朝鮮語）²⁰は、旅行証明書制度導入直後（前者は4月17日、後者は18日）の社説でその必要性について説いた。両社説はほぼ同内容なので、ここでは前者を引きつつ述べる。

『京城日報』の社説は、朝鮮人の旅行取締が「目下の騒擾を制圧」し、「或は国外より、或は内地より、或は鮮中の甲地より乙地に、乙地より丙地と、潜行出沒して、愚民を煽動」する「バチルス菌」の広がりを予防するために必要であるとして朝鮮人の旅行取締を正当化した。また、この取締が朝鮮人の「多少面倒なる手續」を要するものであるが、それも朝鮮人が「自ら求むるの禍」であるとし、「当分」すなわち朝鮮人が「各自相戒め、過ちを改めて善に遷り、国の良民たるの実を表し、全域静謐に帰する」まで「辛抱」するよう求めた。

さらに、日本人による朝鮮人への旅行取締を「父母」による「不良子弟」への「懲戒」に喩えた。「悪友との交通往来を禁止」し「戸外に出づるを禁」ずるのもまた、親が子を思うが故であると説いたのである。独立運動を行わない「多数良民も、一律に此の規則の下に取締らるゝ」については「気の毒」だとしたが、それも「一千五百万人を一々甄別して、其の良否を分つは、人力の及ぶべからざる所」なので、「仕方なしと諦むるの外なし」とした。

「父母」と「不良子弟」の比喩を用いたこの社説のように、旅行取締令は朝鮮人を「良民」と「不良」に区別して取り締まろうとする総督府側の意図から導入されたのである。

2 法令の特徴

旅行取締令の全文は次の通りきわめて短い。ここでは要点のみを適示しつつ、その内容を推測も交えて解釈してみよう。

朝鮮総督府警務総監部令第三号

朝鮮人ノ旅行取締ニ関スル件左ノ通定ム

大正八年〔1919年〕四月十五日 朝鮮総督府警務総長 児島惣次郎

第一条 当分内朝鮮外ニ旅行シ又ハ朝鮮内ニ渡来スル朝鮮人ハ左ノ各号ニ依ルヘシ

- 一 朝鮮外ニ旅行セムトスル者ハ居住地所轄警察署警察署ノ事務ヲ取扱ウ憲兵分隊、憲兵分遣所ヲ含ム以下同シ又ハ警察官駐在所憲兵駐在所ヲ含ム以下同シニ旅行ノ目的及旅行地ヲ届出テ旅行証明書ノ下付ヲ受ケ朝鮮最終ノ出発地ノ警察官憲兵ヲ含ム以下同シニ之ヲ提示スヘシ
- 二 朝鮮内ニ渡来セムトスル者ハ前号ノ証明書又ハ在外帝国公館ノ証明書ヲ朝鮮最初ノ到着地ノ警察官ニ提示スヘシ
- 三 前二号ノ証明書又ハ外国旅券規則ニ依ル旅券ヲ有セサル者ハ朝鮮最終ノ出発地又ハ朝鮮最初ノ到着地ヲ管轄スル警察署又ハ警察官駐在所ニ自ラ出頭シ旅行ノ目的及旅行地ヲ届出ツヘシ但シ警察官ニ於テ取締上特ニ其ノ必要ナシト認メタル者ハ此ノ限ニ在ラス

第二条 本令ノ規定ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ処ス

附則

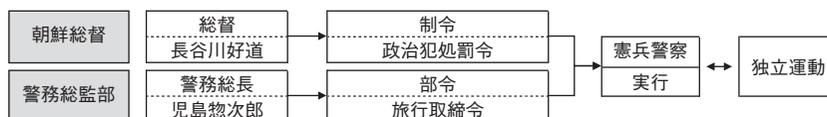
本令ハ発布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

2.1 発令主体—政治犯処罰令との関係

旅行取締令は警務総監部の部令として発令されたものである。警務総監部は植民地朝鮮の中央警察機構であり、当時児島惣次郎が警務総長を務めていた。他方、政治犯処罰令は総督・長谷川好道の名のもとに出された。

そして両者を実行に移すのは憲兵警察であった。当時朝鮮には軍事的警察組織たる憲兵および民間の警察組織たる警察の両機能を併せ持つ憲兵警察制度が敷かれていた(1919年8月に廃止)。条文内で「居住地所轄警察署」、「警察官駐在所」、「警察官」の文言の直後に、憲兵または憲兵関連機関を「含む」とする割注が振られているのは、そのことを示している。これらを図式的に示すと図1のようになる。

図1 政治犯処罰令と旅行取締令の関係



つまり、憲兵警察と独立運動勢力の対立構図のなかで、憲兵警察が独立運動に対する移動規制を行い、独立運動者を逮捕・処罰するための治安法として両令が発令されたのである。この移動規制の手段として旅行証明書が用いられるのだが、あくまでそれは警察機関が発行する内国（日本帝国内）向けのものであり、外務省に淵源する外国向けの外国旅券（パスポート）²¹⁾とは似て非なるものであった。

2.2 目的と適用対象—「帝国臣民」ではなく「朝鮮人」

この法令の名称は「朝鮮人ノ旅行取締ニ関スル件」であり、その目的は旅行の「取締」にあった。本文にない取締という用語をあえて見出しに掲げたのは、この法令が単に行政的管理のためではなく、治安管理的ために発布されたものであることを示している。

この見出し（「朝鮮人ノ」）および第1条（「朝鮮人ハ」）では、旅行取締令が朝鮮人のみに適用することが明示されている。逆にいえば（在朝）日本人には適用されないのである。ここに2階建ての移動管理体制が見て取れる。1階部分は朝鮮人の領域で、これは取締りの対象となる。それに対して2階部分の日本人の領域は移動が自由化されていた。

朝鮮人の範囲は「朝鮮外ニ旅行シ又ハ朝鮮内ニ渡来スル朝鮮人」（第1条）であり、国外に適用範囲を拡大した政治犯処罰令と同様、国外も含めたすべての朝鮮人が含まれる。

2.3 旅行証明書の所持

第1条によると、旅行証明書が必要となるのは朝鮮の内外を越境移動する場合である。ここで朝鮮外といった場合に想定されるのは、日本帝国領内にある「内地」（および台湾）のみならず帝国領域外の中国やロシアなどである。

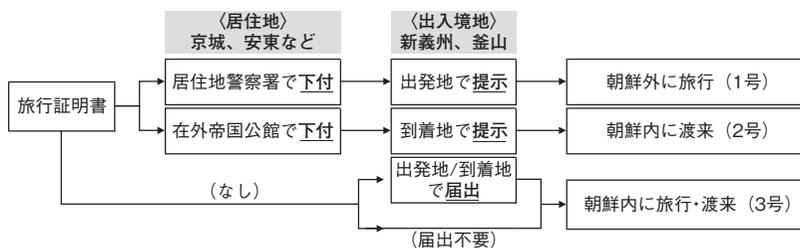
図2のように朝鮮内外を越境して移動する場合、原則として居住地の警察署等（第1条1号）または在外帝国公館（同2号）から旅行証明書²²⁾の下付を受ける必要が

図2 旅行証明書が必要な朝鮮内外の移動



あった。ただし、証明書を所持していない場合の届出や所持の免除を定めた規定もある（同3号）。第1条の内容を整理すると、図3のようになる。

図3 旅行取締令（第1条）



1号・2号が居住地（国外含む）での証明書下付、3号が出入境地での届出の規定である²³⁾。なお、「在外帝国公館」のない「内地」に居住する在日朝鮮人は1号・2号の旅行証明書を取得することができない。そのため3号が適用されるものと思われる²⁴⁾。

ところで同号には、「警察官ニ於テ取締上特ニ其ノ必要ナシト認メタル者ハ此ノ限ニ在ラス」との但書きが付されている。これは出入境に関する警察官の裁量規定である。具体例を探するのはなかなか難しいが、たとえば中朝国境地帯の咸鏡北道で自作物を販売する農家に対して証明書を免除した事例（後述 4.3 経済への影響（農業・商業））などが当てはまるだろう。

2.4 罰則

旅行取締令に違反した場合には「拘留」または「科料」が科せられる。だが実際には、朝鮮人の旅行は同令によってだけでなく、複数の法令によって取り締まられていたようである。朝鮮人が内地に渡航する朝鮮人の旅行取締り状況を報告した1922年の資料²⁵⁾によると、当時の違反事例としては①旅行証明書の偽造を行う「公文書偽造行使」（朝鮮刑事令違反）、②他人の旅行証明書を呈示する「警察犯処罰規則違反」（即決）、③証明書を所持せず「密航」する「朝鮮人旅行取締に関する件違反」（即決）があった。①については朝鮮刑事令違反、すなわち事実上の内地刑法違反²⁶⁾なので懲役または罰金が科されることもあった²⁷⁾。

2.5 「当分ノ内」と朝鮮人の法的地位

ここで第1条に戻り、「当分ノ内」の意味を考えてみたい。この「当分ノ内」という文言は旅行取締令に特有のものではなく、経過措置が必要とされる場合にしばしば見られるものである。たとえば「韓国併合」後の経過措置として、旧韓国法令の一部は「当分ノ内」その効力が認められ²⁸⁾、旧統監府およびその官署は「当分ノ内」存置するとされた²⁹⁾、旧韓国軍人の階級・待遇については「当分ノ内」従前の規定によるとされた³⁰⁾、旧韓国政府の官吏は「当分ノ内」特別任用をしてもよいとされた³¹⁾（以上、すべて1910年の例）。これらは旧体制における法的効果を一定期間存続させるために挿入されたもので、官制面、人事面における新体制への円滑な移行を図るための経過措置であるといえる。

それに対し旅行取締令の「当分ノ内」なる文言は、明らかにそのような目的の経過措置とは異なっている。法令発布の動機からしてそれが「3・1独立運動の影響が沈静化

したと判断されるまで」を意味するであろうことは明らかである。しかし同令が発布された1919年4月15日より前の段階でその時期を十分に予測することは困難であった。だからといって朝鮮人のみを旅行取締りの対象とする恒久法を制定してしまっただけでは、朝鮮人も日本人も等しく帝国臣民とする建前に矛盾する。そのため恒久的ではないが期限もない「当分ノ内」の一句が挿入されたといえる。

言い換えるとこの言葉は、朝鮮人が独立民族であることを否定しながら（独立の否定）、内地人と同等の帝国臣民であることも留保（帝国臣民性の否定）するという当時の朝鮮人の地位——植民地的な宙づり状態——を旅行取締政策の面でも実体化し、一時的に朝鮮人だけを取締りの対象（差別）とすることを可能とした。「当分ノ内」という文言の挿入は、旅行取締令における画竜点睛であった。

3 旅行取締りと独立運動

では、旅行証明書は実際どのように運用されたのだろうか。ここでは旅行証明書の申請から検問、そして独立運動に関わる旅行証明書の事例をみる。

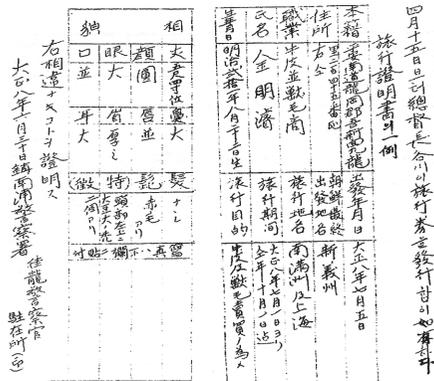
3.1 旅行証明書の申請と記載内容

旅行証明書の原本は未発見で、申請手続きや書式については施行令などがいないため判然としない。だが断片的な資料から大まかな輪郭を探ることはできる。上海臨時政府が1919年9月23日に刊行した『韓日関係資料集』に、原本を書き写したと思われる「旅行証明書の一例」が掲載されている（図4）³²⁾。

ここに記載の金朋濬^{キムブンジュン}は上海臨時政府の要人である。この筆写資料が金朋濬本人が使用した旅行証明書にもとづいたものかどうかは不明だが、原本が確認できない現在では貴重な資料といえるだろう。これによると、旅行証明書の記載事項は「本籍」「住所」「職業」「氏名」「生年月日」「出発年月日」「朝鮮最終出発地名」「旅行地名」「旅行期間」「旅行目的」「相貌」であり、「写真」も貼り付ける必要があった。

ならば当然申請書にも、名前、生年月日、本籍、住所、職業などの身元情報と、旅行の目的とルートについて記載する必要があったということである。当時その申請のことは「旅行証明書下付願」³³⁾や「旅行証明下付請願」³⁴⁾などと呼ばれていたようである。その手続は「早くても3,4日,4,5日」³⁵⁾かかり、「一一無用煩瑣ノ手続ヲ履ムノ不便」³⁶⁾を感じるようなものであった。また、間島方面から朝鮮に来る場合も、「間島から朝鮮

図4 旅行証明書の一例



| | | | | | | |
|------|----------------------|-------|---|----------|-------------------|----------------|
| 本籍 | 平安南道龍岡郡吾新面九龍里二百四十五番地 | | | 出発年月日 | 大正八年七月五日 | |
| 住所 | 右全 | | | 朝鮮最終出発地名 | 新義州 | |
| 職業 | 牛皮並獸毛商 | | | 旅行地名 | 南滿洲及上海 | |
| 氏名 | 金朋瀆 | | | 旅行期間 | 大正八年七月一日ヨリ全年十月一日迄 | |
| 生年月日 | 明治貳拾壹年八月二十二日生 | | | 旅行目的 | 牛皮及獸毛賣買ノ為メ | |
| 相貌 | 丈 | 五尺四寸位 | 鼻 | 大 | 髪 | ナシ |
| | 顔 | 圓 | 唇 | 並 | 髭 | 赤毛アリ |
| | 眼 | 大 | 肩 | 厚シ | 特徴 | 頭部左上ニ大豆大ノ禿二個アリ |
| | 口 | 並 | 耳 | 大 | | |

右相違ナキコトヲ証明ス
 大正八年 六月參十日 鎮南浦警察署 佳龍警察官駐在所 (印)

内地に入ってくる一般朝鮮人も領事館の身元証明を受け、その証明書には写真を貼り付けるなど手続が厳重であったとの指摘³⁷⁾もある。したがって、旅行証明書の交付申請は3~5日ほどの時間を要する煩瑣な手続であったといえる。

さらに、上記金朋瀆の旅行証明書には写真貼付欄と相貌欄がある。写真を貼り付けるためには写真撮影の手間と費用がかかる。それが朝鮮人申請者にとって負担だったことは間違いない。証明書の持ち主が出入境地を通過する際には、この写真と相貌欄をもとに、警察官が朝鮮人旅行者の全身をくまなく点検し、本人確認をするのである。

なお、旅行証明書の下付については「警察署では旅行証明書の下付請願を受理すると同時に相当信用のある者に対しては即時下付するというが、その他は管轄内派出所の証明を付する」ことになっていたとの報道がある³⁸⁾。信用のある者以外が旅行証明書の下付を受けるには、下付願に加え、身元証明書もそろえる必要があったのである。

3.2 検問体制

それでは実際に朝鮮人が朝鮮および中露または日本「内地」を往来する際に、どのような監視・検問体制が敷かれたのだろうか。通常、中露方面への交通としては新義州－安東間を結ぶ鉄道または鉄橋（徒歩）や、鴨緑江・豆満江を往来する船舶、日本「内地」への交通としては釜山－下関を結ぶ関釜連絡船などがその代表的な方法として考えられるが、ここでは中国・ロシアと国境を接する咸鏡北道の事例から、その様子の一端を覗いてみよう。

咸鏡北道長官上林敬次郎の1919年6月5日の報告³⁹⁾によると、「豆満江各渡船場」では、「憲兵ト守備兵」が「相協力」し監視に当たる場合と、両者が別々に監視に当たる場合があった。昼間は渡船の時間が限定され、夜間の交通は禁止されていた。守備兵のみが検問に当たる場合は、午前2時間と午後2時間のみ渡船が可能な場所もあった。

豆満江各渡船場以外の場所では、昼間は「大抵午前7時ヨリ午後7時マデ、随時渡船」が許され、夜間は基本は禁止されていたが、「事情ニ依リテハ之ヲ特許スル」こともあった。

さらに「越江耕作者」や「農産物ノ出売者」など「常時彼我ノ間ヲ往来」する「常時ノ往来者」には通常は旅行取締の規定を適用しなかったが、場合によっては「身体所持品ノ検査」を行ったり、「随意ノ渡航」（自由渡航）を禁止した地域もあった。他方、「常時往来者以外ノ旅行者」に対しては、「〔旅行〕証明書ノ検閲ハ勿論、嚴重ナル身体検査」を行った。

以上の事例は咸鏡北道の朝中露との国境地帯における状況であるが、新義州－安東間の鉄道や関釜連絡船の場合でも、細かい運用方法の違いはあったとしても、交通の時間制限や身体検査・所持品検査などの厳しい検問などは共通していたのではないかと思われる。

3.3 独立運動と旅行証明書

このような検問体制が朝鮮の越境地帯に敷かれたなか、実際にそこを往来する朝鮮人独立運動家たちは旅行証明書をめぐっていかに行動したのだろうか。ここでは同証明書の使用・取締りが確認されるいくつかの事例から、その実態を断片的に浮かび上がらせてみたい。

①李垺亡命事件

1919年3月にソウルの全協（独立運動家）の自宅で組織された抗日独立運動団体、

大同団が結成された。この大同団が、高宗コジョンの次男である義親王・李垺リガンを亡命させ、上海の大韓民国臨時政府に参加させようと画策した。李垺を首領に推戴し、3・1独立宣言につづく第2次独立宣言を発表することが目的であった⁴⁰⁾。亡命ルートとしては、鉄道で京城の水色スセク駅から満州の安東駅を経由し、上海に到達するというものであった。

作戦成功のカギは、警察の監視網を潜り抜け、水色駅から安東駅まで無事に移動できるかという点にあった。1919年11月9日、李垺と実行メンバーである韓基東ハンギドン、宗世浩ソンセホ、鄭南用チョンナムユン、李乙奎リウルギユの5名が安東行きの列車に乗り込んだ。計画では韓基東は開城ケソンで、宋世浩は平壤ピョンヤンで、鄭南用は安東で下車し、最終的に李乙奎が上海まで李垺を送り届ける予定であった。

ならば朝鮮側から中国側の安東へ渡る李垺、鄭南用、李乙奎の3人分の旅行証明書が必要である。証明書の手配を担当したのは安東在住の李乙奎であった⁴¹⁾。李は自分用の旅行証明書のほかに「崔順明」および「韓東浩」名義で交付された旅行証明書を用意していた。崔順明名義のものは「安東県カラ京城へ旅行」するための旅行証明書で「10月30日付」で安東県警察署から発行されたものであったというが⁴²⁾、同じ脱出計画で使用するものなので韓東浩名義のものも類似の記載であったものと思われる。李乙奎は亡命計画実行の前この2枚の旅行証明書を人づてで李垺に持たせた⁴³⁾。李垺は出発の際して韓東浩名義の証明書を自身がもち、崔順明名義のものを鄭南用に渡した⁴⁴⁾。こうして李垺、鄭南用、李乙奎の3名はそれぞれ旅行証明書を所持し、朝鮮から安東へと渡る要件を整えたのである。

3人が乗った列車には新義州で「警視、警部、巡查等カ10数名乗り込ミ」、「鴨緑江ノ鉄橋上テ汽車ノ進行中警官カ調ヘニ来タ」ので、鄭南用は旅行証明書を提示した⁴⁵⁾。この時李垺は「伯父様」であるといつてやり過ぎた⁴⁶⁾。こうして鉄道内の臨検は無事にかいくぐり、一行は安東駅に到着した。

だが下車後、李垺と鄭南用は駅の待合室前でまたも警察の尋問を受けた。鄭は警察に名前を聞かれると「旅行証明ニアル通り崔順明タ」と答え、住所や職業を聞かれると「安東県ニ住ンテ居リ米穀商ヲシテ居ル者テ用事ノ為メ京城ヘ行ツタ帰リタ」と旅行証明書の記載通りに回答した。その後2人は別々に連行されるが、派出所での尋問で鄭南用はまたも「旅行証明書ニアル通りノ住所、氏名ヲ紙ニ書」いたが、警察の追及は止まず持物検査により雑品しか入ってないと思われた鞆から「公殿下」と書かれた紙が出て来て事件発覚となった⁴⁷⁾。

旅行証明書のチェックさえ乗り越えれば移動が自由にできたわけではない。それに付

随する身分検査までクリアしなければ取締りの網を潜り抜けることはできなかったのである。加えてこの事件では、亡命の動きを事前に察知していた警察が捜査網を広げていた。警察の警戒レベルが最大限に引き上げられた中での困難な作戦であったといえるだろう。

②国権恢復団

国権恢復団は1913年に大邱で結成された秘密組織で、朝鮮内外の独立運動団体と連携し国権恢復のための広範な活動を行っていた。その活動において同団は商業組織を活用した。朴尚鎮パクサンジンの尚徳泰商会（大邱）、徐相日テグの大弓商会（大邱）、尹翰炳ユンハンビョンの香山商会（慶尚北道漆谷チルボク）、安熙濟アンヒジェの白山商会（釜山）などの穀物商店がその代表例である。国権恢復団はこの時期とくに上海臨時政府の独立運動資金集めに奔走していた。徐相日は自身の穀物商店である大弓商会を拠点に、大邱や統営トンヨンなどの朝鮮人資本家から株式会社設立のための投資と称して資金集めに動いたが、実際にはそれは上海臨時政府の独立運動資金集めであった。

1919年4月26日⁴⁸⁾、徐相日は大邱警察署で「商業視察ニ名ヲ藉リ其筋ヲ欺瞞シテ旅行許可ヲ受ケ」⁴⁹⁾て旅行証明書を手に入れた。そして5月初旬頃、統営の富豪であった徐相灝ソサンホに、「自分ハ支那安東県ニ行キ同所ヨリ郵船ニテ上海ニ行ク積リテ此ノ通り大邱警察署ノ旅行許可書モ受ケテ居ルトテ許可書ヲ示シ」⁵⁰⁾1万圓の寄付を依頼した。旅行証明書を提示することで上海臨時政府への参加の覚悟を示し、徐相灝から資金協力を得ようとしたのである。結果的にこの要求は徐相灝に断られたが、旅行証明書が独立運動の意思を証明する材料として使用されているのが興味深い。

③商人の協力、証明書の変造、労働者への偽装

1920年7月8日付のある諜報⁵¹⁾によると、間島地方で大韓軍政署の決死隊45名が京城や東京の重要人物を「爆弾や拳銃ヲ以テ暗殺」する目的で組織された。その決死隊員らは、できるだけ局子街、龍井村、頭道溝などに立ち寄り、知り合いの「商人等ヲ他倚リテ日本官憲ヨリ旅行証明書ヲ受ケ」、または「他人証明書ヲ変造」し、あるいは「労働者ニ変装」して朝鮮に進入し、さらに日本内地に潜入しようとしていた。

この事例は間島における朝鮮人独立運動家の朝鮮への進入方法を示す一例である。ここでは商人らが独立運動の協力者となって旅行証明書を手にし、または「証明書ニ貼付ケタル写真ヲ剥キ取り自己ノ写真ヲ当テハメ総領事館ノ印ヲ偽造シテ巧ニ割印」を押し、証明書を変造する計画が立てられていた。

④商人に偽装

平安北道知事の報告によると、1919年12月7日、忠清北道の報恩郡に住む盧性春^{ボウン}が鉄道の新義州駅から安東県に向かう途中で取り押さえられた。その経過は次のとおりである⁵²⁾。

11月21日、忠清北道の盧性春は同じく忠北の金希洙^{キムヒス}から2800円を借り入れた。その後奉天で米穀商を営むとの名目で報恩警察署から3か月間の旅行証明書の交付を受けた。25日、平壤で上海臨時政府の崔三史^{チェサムサ}（本名崔日^{チェイル}）に面会し、上海に行くには臨時政府構成員の紹介状を持っていく必要があるといわれ、後日安東県の怡隆洋行⁵³⁾で再会することを約束する。12月5日、怡隆洋行で崔三史に会い、金九（資料では金百凡）に宛てた紹介状を受け取る。翌日、安東県の「支那銀行」で850圓の中国銀行為替を受け取り、チョッキの中に縫い込んだ。そして7日、上記のとおり特高警察に取り押さえられ、事件発覚となった。

この事例では、独立運動家またはその協力者たちが「商業」・「商用」を名目に旅行証明書の発行を受け、それをもって新義州－安東間を頻繁に行き来しながら独立運動の資金調達に奔走していた様子をうかがうことができる。前記金朋濬の「旅行証明書ノ一例」でも「牛皮及獣毛売買ノ為メ」と商人に扮した独立運動の活動が示唆されていたが、これもそれと類似の事例であるといえる。植民地当局にとっても商業活動を全面的に否定することはできないので申請があれば拒否しづらく、そのため独立運動家たちが旅行証明書を入手するため商用名目で申請するケースが多かったのではないと思われる。

⑤密偵を口実に

1920年9月1日頃、上海臨時政府の國務総理李東輝^{リドンフイ}は、上海やロシアからの随行者（李含め一行25名）を連れて延吉県の北哈蟆塘に入った。それは同月15日に予定されていた「間島地方各独立運動機関首脳者ノ大協議会」に参加するためで、同会議の主な目的は中露各地で軍事行動を行う武力団を上海臨時政府の下に統一させることにあった。

これとかわかって、北哈蟆塘在住の高炳根^{コピョンゲン}ほか2名は、間島国民会の代表としてロシアに派遣されていたが、ウラジオストクで日本官憲に逮捕され取り調べを受けたところ、「間島方面状況調査ノ密偵タラント欺キ」浦塩日本領事館から旅行証明書の発行を受け、朝鮮の清津^{チヨンジン}を経由して間島に入った形跡があったという。かれらは李東輝の命令を受けていたのではないかと疑われていた⁵⁴⁾。

事件詳細の真偽についてはわからないが、李東輝の下で独立運動を行っていた高炳根ほか2名は、日本の密偵になると偽ってウラジオストクにある日本領事館の旅行証明書の発行を受け、ロシア-朝鮮-中国を移動しながら独立運動の活動を行っていたのである。

⑥船舶

船で鴨緑江や豆満江を渡るときにも、先に見た通り旅行証明書は一種の障壁となっていた。例えば1920年4月13日、^{キムジョンジュン}金貞俊は独立資金1230圓をもち、^{パクヒョンリン}朴亨麟ほか3名とともに上海に行くため平安北道碧潼郡の2か所の渡船場から船に乗って中国側に渡ろうとしたが、旅行証明書を所持していなかったために船頭に乗船を拒否され、付近を彷徨っていたところを自衛団員に見えられ検挙された⁵⁵⁾。ここでは船頭や自衛団員が旅行証明書のチェックを行っていたことが興味深い。鉄道では駅舎や列車内で日本官憲が監視・検閲を行うのが通例であったと思われるが、旅行証明書の所持や確認が(朝鮮人か日本人かは不明だが)民間の船頭や自衛団員にも徹底されていたことがこの事例から伺える。

一方、そのような船舶ルートにおける旅行証明書の監視網をかいくぐる動きも存在していた。1919年9月の官憲記録によると、私立^{チャンファン}長薫学校の講師^{ベクアンビン}白鵬彬が某者に語った内容として次のような話が報告されている。上海やウラジオストクを往来するのに「便ナル船舶」があり、これには「暗語」を用いて乗船する。渡船者には臨時政府の団員が旅館など「万事世話」をするので「旅行証明書等ヲ要」しなかった。しかもこのような団員は2~6名ほどが「絶ヘズ各地ヲ往来」し、同志や資金の募集を行い、朝鮮内の状況を視察し、臨時政府に報告していた⁵⁶⁾。

これらの例では、朝鮮と中露国境地帯鴨緑江や豆満江などの河川を渡る船舶ルートが、旅行証明書を用了取締りを徹底しようとする植民地当局側と、それをかいくぐろうとする独立運動側による渡河闘争の場と化していたことがわかる。

以上、独立運動と旅行証明書の関係について具体的にみてきた。旅行証明書の監視網を潜り抜けるため実に多様な手段が用いられる様子を観察できた。では旅行証明書制度自体が独立運動の取締りに対してどれほど効果的なものであったのだろうか。制度導入から約1か月半後の6月3日付で咸鏡北道長官上林敬次郎は、制度実施直後に国境地帯の警備が嚴重となり、豆満江一帯では「不逞鮮人」は「越境侵害」ができず「恫喝的言辭ヲ弄スルニ止マリ」、「不穩行動」も「未然ニ発露」し、「万歳ヲ唱ヘタル」学生たちも「他ニ悪影響ヲ及ホスノ程度ニ至ラス」、各地は「静謐」「平静」な状態を保っていた

と報告した。その原因について上林は「国境ニ於ケル交通取締ノ厳肅ナルノ効」と述べているのだから、旅行証明書制度による取締りの強化が一定の効果を発揮していたことは間違いない⁵⁷⁾。

ただ制度全体を俯瞰したときに制度そのものと独立運動抑圧の直接的な因果関係について論証するのは容易ではなく、上林長官の評価をただちに全体の評価とすることもできない。それは旅行取締令違反者に関する統計資料がなく、また5節で触れるように旅行証明書制度に対する一般の認識では独立運動鎮圧の効果は薄いものとされていたからでもある。

4 旅行取締りと社会

旅行証明書制度は、独立運動の取締りのために導入されてものでありながら朝鮮人全体を対象としていたため、独立運動以外にも社会のさまざまな分野に甚大な影響を及ぼした。ここでは一般、女性、産業、宗教、渡日者への影響について順にみていく。

4.1 一般への影響

旅行の取締りは証明書の確認だけでなく、厳しい身体検査を伴うものであった。『朝鮮日報』は1921年9月19日付の記事で次のように注意を促した。

鴨江渡橋注意

鴨緑江鉄橋を渡る人々は、その規則を知らないため警察官、税関官吏、あるいは鉄橋を警戒する看守らに追い返されひどい場合は殴打まで受ける者が毎日少なくない様であり、以下に記載する5つの条目に注意するべきであるという（新義州分局）。

- 一、警察官には渡橋の際に旅行証明書を提出し認可を受けること
- 二、移入移出の何等の物品かを問わず、税官吏に検査を受けること
- 三、物品あるいは行李を携帯しまたは携帯していなくとも税関官吏に見せること
- 四、鉄橋の中では騒いだり遅滞して見物しないこと
- 五、渡橋中には煙草を吸わないこと⁵⁸⁾

これを見ると、鴨緑江鉄橋を渡る際には旅行証明書の提示、物品検査（貨物検査、手荷物検査）が実施され、騒乱、立ち止まっての見物、喫煙が禁止されていたようであ

る。そしてそれに従わない場合はその場でひどい殴打を受けた。

旅行証明書を使用する場面ではないが、当時通常の生活のなかでも身体検査が日常化していたことがわかる事例がある。載寧^{チェリョン}、海州^{ヘジュ}、平壤^{ピョンヤン}、鎮南浦^{チンナムポ}、江西^{カンソ}、宣川^{ソンチョン}、新義州などの朝鮮西部を視察⁵⁹した三民生記者によると、義州^{ウイジュ}地方には「戦時気分が膨張」しており、「担銃した巡査と憲兵が怒気を帯び充血した眼光で来往の行人を睨視」しながら「路上で行人の身体を搜索」していた。そして鴨緑江の渡橋時にも「橋上で裸体の重科を加え」ていた⁶⁰。

この身体検査は、国境地帯以外でも頻繁に行われていたようである。『東亜日報』によると、「朝鮮内地」において「地境」（行政区域である道の境界）を越えるときにも警察は「行人の身体を検査」していた。記事では「鎮南浦〔鎮南浦府〕の億両機^{オンニヤンギ}から安岳^{アナク}に、すなわち北倉^{ブクチャン}〔安岳郡は黄海道、順川郡北倉は平安南道に属する〕に向けてテドンガン大同江を越える際には、「風帆船」で「わずか30分」の距離であっても「億両機の此岸で一度身体を検査」し、「北倉の彼岸に去してもう一度検査を行」うほどであったという⁶¹。

出入境地での旅行証明書確認に伴う身体検査は、このような日常化した身体検査の延長線上にあったものと言えるだろう。

4.2 女性への影響

このような厳しい身体検査を伴うことから、女性にはさらに深刻な影響があった。先に引用した咸鏡北道長官の1919年5月の報告では、「〔会寧郡花豊面〕仁溪洞駐在ノ守備兵ハ最初渡船場ニ於テ往來者取締ノ際女子迄裸ニシ検査シタ」ので、「民心不安」となり、「憲兵側ヨリノ文涉ニ依リ中止」した⁶²。

しかし翌月にも、女性がこの身体検査に対して恐怖心を抱いていたという報告が続いている。同長官の6月の報告を再度引用すると、「常時往來者以外ノ旅行者ニ付テハ、証明書ノ検閲ハ勿論、嚴重ナル身体検査ヲ行」ったので「婦女ノ往來ハ著ク減少」した。当局は「婦女ノ検者ニ付テハ特ニ寛大ナル処置」を執ったというが、「身体検査ノ風説ニ畏怖」する雰囲気は咸鏡北道には蔓延していたようである⁶³。

4.3 経済への影響（農業・商業）

同じく咸鏡北道長官の報告から、経済分野への影響をみてみよう。農事視察中であった津村技師の報告によると「慶興^{キョフン}郡西水羅^{ソスラ}」と「土里^{トリ}地方」では「鮮人ノ旅行取締ノ

嚴重ナル為メ対岸ヨリ買物ニ來ル者漸次減少」していた。また、「古邑」は中国とウラジオストクとの「交通ノ要路」であり、1919年5月段階で「酒類、石油、生金巾、紙巻煙草等」の輸出入額は前年に比べて「殆ト倍額ニ達」するほどの好景気をなしていた。しかし「鮮人旅行取締ノ為メ交通不便トナリ必ス通過貿易上ニ大ナル影響ヲ及ホスヘシ」と今後旅行取締による影響が貿易にも及ぶことを警戒している⁶⁴。また、翌日の報告では税務視察中の道書記が、「鮮人ノ旅行取締ノ嚴重ト為リシ以後益ニ農産物ノ出廻ヲ涉滞セシメ農家ノ金融ヲ困難ナラシムヘシト想ハル」⁶⁵と農家への影響を懸念している。

6月5日の咸鏡道長官の報告では、農業・商業に対する旅行取締令の影響が伝えられている⁶⁶。第1に、対岸の中国領での「越境耕作」についてである。咸鏡北道には従来中国側に土地を所有し朝中を「日常往来シテ農事ヲ經營スル者」が非常に多かった。しかし旅行取締令によって「渡船時間ヲ極端ニ制限セラレタル場所」や「取締ノ為禁止セラレタル場所」では、「越境耕作上ニ不便ヲ感スルコト甚タ大ニシテ為ニ播種ノ時期ヲ失シタルモノ」も一部生まれたが、「其ノ多クニ対シテハ殆ント影響ヲ及ホスニ至ラス」という状況であった。

第2に、商業についてである。間島から会寧^{フエリョン}への雑穀類の輸出は、間島在住の農家が「副業トシテ運搬」することで実現していた。しかし旅行取締令によって「領事ノ証明書」が必要となつてからは「其ノ煩ヲ厭」って「運搬ニ従事スル者減少」し、そのため「雑穀類ノ運賃」が高騰した。例えば中国側の南陽坪〔和龍県〕から朝鮮側の会寧への運賃は従来の一石二圓十銭だったものが取締り実施以来「七圓」に上がった。加えて運搬者が減少したので、「商人ハ契約期間ニ受渡ヲ了スル能ハサル」こともあったという。

一方、琿春に渡る者は「取締以來著シク減少」し、「商業取引ノ為ノ旅行者ハ彼我ニ於ケル検査ヲ厭ヒ出來得ルタケ旅行ヲ見合スモノ」が多かった。これにより雑貨の売れ行きには「多少ノ影響」があったが、その主たる原因は「露貨及支那官吊ノ暴落」によるものであって「交通取締ニ因ルモノトハ認め難」いと判断されている。

逆に中国側にある対岸農家が自家の農産物をもって渡航してきて市場などで販売することは常時行われており、これについては「証明書ヲ要セス出入ヲ許」していたというが、茂山^{ムサン}、会寧^{チョンソン}、鍾城ではそのようにやってくる小売業者は若干減少し、茂山においては「栗ノ小売相場ハ若干昂騰」し、会寧、鍾城でも「小売商人ノ売上ニ多少ノ影響」があった。

しかし清津、^{フンジン}城津の両港においては「交通取締ノ為ノ影響トシテハ未タ之ヲ認ムルニ至ラ」なかったという

経済分野への以上の影響を要約すると、旅行取締令施行直後の5月段階では、一部の分野に物価高騰や売上減少の影響はあったが、旅行取締によって経済活動そのものに大きな打撃を与えるほどではなかったといえる。しかし上記で検討した範囲がひどく限定的で統計資料も用いていないので、経済分野への影響についての明確な評価はここでは避ける。

4.4 宗教への影響（天道教）

宗教分野への影響はどうだろうか。ここでも限定的な事例分析にとどまるが、1919年5月26日の^{リギョウソ}李圭完成鏡南道長官の報告から、3・1運動後に天道教が被った打撃の一端を知ることができる⁶⁷⁾。天道教は民族宗教である東学を前身とし、3・1運動でも仏教やキリスト教とともに主導的な役割を果たした宗教である。

^{チヤンジン}咸鏡南道の長津郡では3・1運動の後、「運搬業従事者減少」による「諸物価ノ騰貴」や「旅行取締令ヲ産ミ益益不自由ヲ感スルニ至」ったことがすべて天道教「教徒ノ妄動ニ基因スルモノ」であり、天道教が「社会ニ於ケル大罪人」であると「憎怨スル念」が人々のあいだに広がっていた。こうした反天道教感情から、「貸与セル牛馬ヲ取返」し、「小作契約ヲ解除」するなど天道教を「蛇蝎視」し、教徒と人々は「絶交」状態に陥った。このような苦境に立たされた教徒たちは「断然脱教スルコト」「各生業ニ精励スルコト」などを協議し、^{キムヤンジン}長津教区の金陽信教区長は教団所有の財産を寄付する書類を面長に提出した。これにより長津教区は閉鎖に追い込まれた。

ここでは3・1運動を主導した天道教に対して一般朝鮮人による怨嗟の情が広がったことと、その原因として物価の高騰、旅行取締令による不自由の2点が指摘されている。旅行取締令による移動の不自由は、人々の生活に負担と苦しみをもたらし、それを種子として天道教への悪感情が生み出されたのである。

4.5 渡日者への影響

これまでは主に中露と国境を接する北部朝鮮地域の事例についてみてきた。しかし旅行取締令は「内地」渡航者も対象としていたので、ここでは渡日者への影響も見ておきたい。

旅行取締りの主体である朝鮮総督府警務局によると⁶⁸⁾、渡日者は1919年には26,543

人、1920年には26,417人とほぼ同数であったが、1921年には32,510人に増加し、さらに1922年には9月末日までで53,795人〔正しくは53,794人〕に急増した。つまり19年の旅行証明書制度の開始直後に比べ、廃止年の22年には渡日者が2倍以上に膨らんでいたのである。これには「騒擾〔3・1運動〕の影響」が色濃く残っていた1919～20年から「時局安定」に移行した1921～22年への変化が影響していたという。22年（9月まで）の渡日者の内訳は、留学生3,013人、労働者41,038人、その他9,743人で、労働者が最も多かった。

しかしこれらの渡日者のなかには「不良分子」や渡日後に生活に困る恐れのある「無謀の渡航者」が含まれており、釜山水上警察署は不良分子を取締り、または無謀の渡航希望者は渡日を思い止まらせた。

1922年（9月まで）の取締り結果をみると、旅行証明書の偽造が12件（34人、公文書偽造行使）、他人の証明書の提示が62件（62人、警察犯処罰規則違反）、密渡航が30件（30人、旅行取締令違反）で、このほか旅行証明書関連ではないが労働者の無許可募集が3件（3人、労働者募集取締規則違反）、計107件（129人）が検挙されている。

このような旅行取締り関連の事件は、1921年以降新聞紙上でも報道されるようになる。たとえば1921年3月、慶尚南道居昌郡コチャンの李景敦リギョンドンは釜山第一棧橋で連絡船に乗る際に同郷の金他キムタグァン關名義の旅行証明書を巡査に提示したため、5日間拘留の即決処分を受けた。これとは別の事件だが、同道固城郡コソンの金相今キムサングムと孫準桓ソンジュヌァンも同様の罪で科料5圓が科された⁶⁹。これらは警察犯処罰規則違反にあたる事件である。

また同年9月、慶尚南道昌寧郡チャンニョンの呉正一オジョンイルは日本で働くため釜山に赴いたが、旅行証明書をどうしても手に入れることができなかった。そのため寄宿先の金順五キムスノの妻の兄弟崔三壽チエサムスの印鑑を偽造し手に入れた崔三壽の民籍抄本をもって旅行証明書の下付願を釜山警察署に提出した。しかし警察署の調査でそれが発覚し、調査を受けた⁷⁰。また別の事件では同月、釜山埠頭で偽造旅行証明書をもって長崎行きの博愛丸に乗船しようとした金振子キムジンジャら十数名が捕まった。かれらの偽造旅券は洛東旅館の秘密室で旅行証明書を偽造していた李儀祚リウイジョ・金慶守キムギョンスから1枚4圓で購入したもので、李儀祚らは数年来そのような偽造活動を行っていたという⁷¹。これらはいずれも公文書偽造行使の事件である。

1922年4月、京城チェソククァンの崔錫觀は東京留学を望んでいたが両親の同意が得られず旅行証明書の申請ができなかったので、友人李仁承リインスンの許可を得て彼の住所と姓名を書き、それに自分の写真を貼り付けて旅行証明書を本町警察署に申請した。しかし警察署の調査により虚偽であることが判明し取調べを受けた⁷²。これも警察犯処罰規則違反にあたるだ

ろう。

以上、渡日する朝鮮人に関わる統計と新聞記事をみた。渡日者数は制度導入の約2年後である1921年以降に増加し始め、なかでも日本に働き口を求める労働者の渡日熱は高まっていった。しかし旅行証明書制度がその流れに一定の歯止めをかけた。上記の統計には旅行証明書下付の拒否件数の記載がないので、渡日希望者に対してどれだけの規制がかけられたのかははっきりとはわからない。だが少なくとも違反事例が示すように、追い詰められた境遇の労働者や留学希望者は他人の名義使用、密航、偽造などの手段に訴えざるをえなかった。同時に警察は「不良」な者、「無謀」な者の渡航を阻むために厳しい調査を行った。渡日を望む朝鮮人にとって、旅行証明書の取得は大きな負担としてのしかかったのである。

5 朝鮮人の反発と廃止

独立運動だけでなく社会一般にも甚大な影響を及ぼした旅行証明書制度に対する朝鮮人側の不満と反感は頂点に達していた。その内容を詳細に分析してみよう。

5.1 法令の効果について

すでに見たように旅行取締令の目的は独立運動を取り締まることにあった。この点について一般の朝鮮人がどう考えていたのだろうか。弁護士である洪在祺^{ホンジェギ}は旅行取締りについて、「不逞者等ハ自縄自縛ニ陥リ寧口当然ノ事」としつつ「之カ為一般良民ハ旅行上艱カラサル手数ヲ要シ実ニ迷惑至極ナリ」と、「不逞者等」の鎮圧の必要性とそれに巻き込まれる「良民」の「迷惑」を語った。一方、「此法令ヲ怨マス不逞鮮人ノ跋扈一日モ速ニ終熄シ同令ノ適用ナキニ至ルノ日ヲ待ツノミ」と旅行取締令を甘んじて受け入れている⁷³⁾。

しかしこのように同調的な者はごく一部で、ほとんどの朝鮮人は旅行取締りの効果について疑問を抱いていた。ある朝鮮人は「如何ニ之カ取締ヲ励行セラルルモ強テ国外ニ出テントセハ新義州方面ヨリ密カニ支那安東県方面ニ脱出スルコト容易ナリ」⁷⁴⁾と語った。先述の三民生記者は、独立運動を行う朝鮮人^{どじょう}を鱈に、一般の朝鮮人^{ぎよべつ}を魚鱈に喩え、官憲による身体検査について「現今の方法は泉源の一匹の鱈を捕えるために下流に毒薬を投じるようなものである。この毒薬によっては決して泉源にいる一匹の鱈が死ぬわけは無い。同時に下流にいる無辜の多数の魚鱈は惨酷な境〔遇〕に陥る」とした。続けて

旅行証明書についてもこれと同様であるとし、「もし暗行で往来しようとするれば夏には多くの木船があり、冬には氷上に雪橇があるので、どこへでも自己の向かう場所に自由に通行することができる」し、「鉄橋や汽車を利用する者は必ず旅行券を所持した善良な商人である」と旅行証明書の必要性を疑問視した⁷⁵⁾。

毎日申報の記事では、「排日朝鮮人が〔中略〕他所に巧妙に入ってきて出ていくの〔を発見すること〕は実に鬼神でなければ知る由もないことだ。それなのに〔中略〕朝鮮人の出入りを取り締まるのは実に可笑しく、一方で愚かでもある」と嘲笑している⁷⁶⁾。

東亜日報は、「朝鮮人が内外で相通じて独立思想を宣伝し、独立運動を画策するのを防遏するその法律の本来の目的を達する点から観察すれば確実に失敗した」と述べ、旅行取締令が「ただ朝鮮人を侮辱し、犬豚のごとく手足を縛り、移動の自由を奪うものであるという批難を買ったに過ぎない」とその効果を全否定した⁷⁷⁾。

朝鮮日報のコラム「民声」もやはり、「独立運動を防遏するに絶大な効力があつたかといえればそれは疑問であるが、時代の公理に違反して官署事務の煩弊のみ増加し、民衆生活の困難のみ偏被させた代表的な法網⁷⁸⁾と評している。また、同紙のコラム「辞令塔」で勸告生（筆名）は、警察当局に「別に〔取締りの〕利益はなく、事務取扱に忙しいばかりであつたらう」とし、「盗みを見張る十人〔の人間〕が盗人一人捕えられない」という諺のように「中国や日本に行こうとすれば旅行証明がなくとも容易に旅行する者が多いようだ」と皮肉った⁷⁹⁾。

釜山で発行されていた朝鮮時報（日本語）は、「或は事実上に予防し或は阻止し得た事もあつたであらうが、一般大多数鮮人の精神上に喜ぶべからざる印象を与へたる事は、彼を以て、償い得ざる深き遺憾事と思ふ⁸⁰⁾と、やや控えめではあるが否定的な見解を示した。

このように多くの朝鮮人個人や言論は、制度の主目的である独立運動の取締り効果に対しては懐疑的で、むしろ社会生活への否定的な波及効果を問題視していた。ただし、これらの批判にはある限界が内在している。たとえば東亜日報は、旅行取締令を「悪法」と断じ厳しく批判した別の社説で「独立運動者を取締り、秩序紊乱者を逮捕することは当局の自由」だと言った⁸¹⁾。また朝鮮日報は、「朝鮮人も生性が当局の〔いう〕いわゆる不逞な者ではない⁸²⁾との表現を使っている。

このような論法は朝鮮人を「良民」と「不逞者」に分ける発想自体を批判するものではなく、むしろそのその観点を内在化したものである。すなわちそれは、朝鮮の独立を

否定するだけでなく、3・1運動の意義をも否認する論理であるといわざるをえない。これは当時の一般的な旅行証明書批判論の限界としてここに指摘しておくべきだろう。なお「独立運動ヲ煽動又ハ激励シタルモノト疑ハル、宣教師」は、「自国人ノ国内旅行ニ証明ヲ要スルカ如キ国家ナシ故ニ今回ノ鮮人旅行取締ハ朝鮮ノ独立ヲ認メ日本ヲ国外トシタル結果ナリ」⁸³⁾と皮肉を込めて述べた。こちらの方が制度の矛盾を鋭く突いている。

5.2 差別について

よく知られているように1919年8月に斎藤実総督が赴任して以降、総督府の政策は武断統治から文化政治に転換され、「同化」と「融和」、日本人と朝鮮人のあいだの「差別撤廃」を主張するスローガンが掲げられた。旅行取締りについては、このような理念と実際との矛盾を突いた批判が展開される。

東亜日報のコラム「横説堅説」では、「このような不便を経験したことのない日本人の眼にも旅行証明の不便がかくのごとく映るのに、まして日常でこの不便に呻吟する朝鮮人の苦痛など再論する必要があるか」とし、旅行証明制度は「当局の所謂“差別撤廃”に逆行する証明に過ぎない」⁸⁴⁾とその差別性を批判した。

毎日申報の記事は「これが新政宣伝のいわゆる当局の説明する日鮮人の差別撤廃とはひどく矛盾する過ち」とし、「差別撤廃だとか人権の擁護だとか各処各道に宣伝しているが、鴨緑江鉄橋に限ってはこの宣伝は全くもってその価値が実現することはないだろう」⁸⁵⁾と、総督府の政策と実態との乖離を批判した。

東亜日報のある社説は、旅行取締令が「少数者の利益を保護するために一般民衆の生活を拘束し、ある特別階級の幸福を増進するために大多数の人民の便宜を犠牲とする法律」⁸⁶⁾と評した。ここでの「少数者」や「特別階級」は日本人を指していると捉えてよいだろう。また続編となる別の社説では、「朝鮮人には海外旅行に対して証明手続きを求め、日本人にはそうしない」という「不公平の制度」であり、「日本人を偏愛し朝鮮人を故憎する結果を生む法令」⁸⁷⁾であると批判した。

朝鮮日報の社説も「公平な見地で民心を十分に体察し、朝鮮人の煩言を待たず、日本人の場合と比較し日本人の良心をもって考察し、不平の者を平たらしめ、差別の者を同等にし、彼我のあいだに円満な感情と完全な解決」⁸⁸⁾がなされるよう求めた。

以上の批判は、旅行取締令が日本人には適用されず朝鮮人にのみ適用された点と、同化・融和政策をかかげた文化政治との矛盾を指摘するものであった。

5.3 身体検査について

旅行取締りには厳しい身体検査が伴っていたことはすでに見た。その身体検査は朝鮮内外の越境時だけでなく、朝鮮内の移動でも日常化していたことにも触れた。ここでも両者の場合を併せてみてみることにしよう。

先述の東亜日報の三民生記者は、義州の路上で身体検査を行う警官に対して「身体を捜索するにしても涇渭と体面があろうに、記者も一度その禍を被りそうになったがその倨慢で無礼な巡査らの行動は実に人を人として接しないので、どうして聖人や君子であれど憤怒せずにはいられようか」と憤慨した。また鴨緑江鉄橋上では旅行証明書を持たせたうえさらに「橋上で裸体の重科を加えるのはなぜなのか」と身体検査の横暴さを非難した⁸⁹⁾。

東亜日報の社説は、大同江を渡る際の身体検査で「警官が行人に臨む時に言辞と態度がまるで看守が罪囚に臨むが如き」とし、警官の「眼中に人民の観念が無く、胸裡に権利の思想が絶す」と警官の人権意識の低さを批判した⁹⁰⁾。

朝鮮日報のコラム「チャンソリ」は、旅行取締令の廃止（後述）を伝える記事で「旅行証明を持つ者も服の中まで探り回して大騒動した鴨緑江沿岸」⁹¹⁾と書き、廃止後は「どのような活悲劇が演出されるだろうかが多くの人々の関心事」と述べて。「活悲劇」、すなわち身体検査は、多くの朝鮮人の脳裏に深く印象づけられていたのである。

東亜日報のコラム「横説堅説」は、「国境方面に出入する朝鮮人に対する巡査の態度は甚だ苛酷であった。そのため朝鮮外にいる朝鮮人が若干の期待と希望をもって朝鮮に入ったが、国境の第一歩で凌辱にほかならない取締りを受けそのまま踵を返したことも今日まで少なくなかった」⁹²⁾と述べ、「凌辱」と感じるほど暴力的な身体検査の苛酷性を指摘した。

このように身体検査は、暴力的で反人権的で屈辱的に行われ朝鮮人の反発を買った。旅行証明書と身体検査は切っても切り離せない関係なのである。

5.4 生活・経済上の不便について

旅行証明書という書類は、生活上の不便さも増した。旅行証明書制度は「国境が無い文化の潮流にあった朝鮮人を封鎖」⁹³⁾した。そしてそれまで自由に移動していた朝鮮の境界水域（鴨緑江、豆満江、玄界灘）を渡るには書類の取得が必要になった。

産業調査会は、「我々は交通の自由が無いので、我々が産を啓し、財を興そうにも区域に制限があり、地方に差別があり、諸般の手続きで時日を遷延し、生産上、商業上の

通信と物品を調査するのでその時期を失し、生じる損害を蒙らざるをえない不利な地位」にあることを嘆き、「あー、産業調査会よ、朝鮮と朝鮮人の幸福のために交通の自由産業上、利権金融上の能力を与えたまえ」⁹⁴⁾と主張した。また、尹致昊^{ユンチホ}、金致洙^{キムチス}、呂柄燮^{リョビョンソプ}、金鍾範^{キムジョンボム}、趙鍾九^{チョジョング}らを執行委員とする朝鮮人臨時産業人会は、水野鍊太郎政務総監に「旅行証明の規例を廃止し、朝鮮人商工業者の日本及中国等の地方に対する交通を便利にする事」とする内容を盛り込んだ意見書を提出した⁹⁵⁾。手続きに時間がかかることによる商機逸失と損害という問題を解決するため、自由な移動を求めたのである。

東亜日報の「横説堅説」では「安東県に父母の訃音に接したとしても、下関に商用で一日の旅行をするとしても、証明書を携帯せざるをえない関係上其の手続きに三日を要する」⁹⁶⁾と述べ、上記のような商売上の負担だけでなく、家族の訃報に接してもすぐに駆けつけられない人道的な理不尽さを指摘した。同時にそれが「繁瑣不便」であるとも訴えている。

東亜日報の社説では、朝鮮と満州は「第一に朝鮮人の移住によって、第二に資本の投下によって、第三に商業の緊密な関係によって、また第四には交通機関の統一によって漸次経済的な単位を構成」しており、朝鮮と内地は「商業方面でも政治方面でも文化的方面でもそのいかなる方面を観察しても緊密な関係」にあるとして、経済・生活上の不自由について構造的・理論的に批判した⁹⁷⁾。

毎日申報の記事は「朝鮮内地間と朝鮮満州間で旅行する人には所轄警察署の旅行証明書を取得した後ではじめて旅行することができる」制度により、「内外地に旅行する人の不便が並々ならな」かったと、率直にその不便さを表した⁹⁸⁾。

生活・経済の面では、煩雑さと不便さ、人道的な理不尽さ、経済的な損失、移動の不自由が批判されたといえるだろう。

5.5 感情と認識

以上は旅行証明書制度に関する朝鮮人の実感を各論的にまとめたものであるが、それでは制度そのものに対してはどのような感情や認識をもっていたのだろうか。

産業調査会は、外地への旅行が「身分調査だの旅行証明だのとむしろ恐怖の念」を抱かせ、「出戦する兵士のように自我の生命を他手に預け、北極探検以上の冒険と薄氷を踏むかのような危険な覚悟」をもってしても「何か誤解を受けないだろうか」とびくびくしながら出門」する⁹⁹⁾のだと述べ、「不逞」の烙印を押されることへの恐怖と怯えを表現した。

東亜日報の社説は旅行取締令が「煩瑣な法令」であり、「自由な活動を拘束」する「一種の鎖国主義」¹⁰⁰⁾であると批判した。それにとどまらず、同令が「朝鮮の全民族を挙げて禽獣のように一檻内に拘置」¹⁰¹⁾したと形容し、別の社説でも「朝鮮人民を奴隷のように待遇し、移動の自由を剝奪し、禽獣のように認定し檻内に囚拘」¹⁰²⁾したと、檻に囚われた動物の比喻を用いて制度の実態を批難した。

朝鮮日報は「朝鮮人の足をつかんで国境を越えて出入する朝鮮人の自由を拘束し、緊急の用事ができて行こうとしても数日の手続きを経なければ行くことができ」ず、「国境を越える朝鮮人」にとっては「チヨルチヨンジハン徹天之恨ハン」(天にも届く恨)¹⁰³⁾であったと反感の強さを示した。

東亜日報のコラム「ヒュジトン」(ごみ箱)は、「〈朝鮮人は朝鮮内にだけ閉じ籠っている〉といわんばかり」に、「一地域〔一衣帯水〕だという日本に行くだけ」¹⁰⁴⁾でも旅行証明書が必要になったとして、自分たちが朝鮮に閉じ込められたかのような閉塞感を示した。

以上のように旅行取締令は朝鮮人に、単なる不便さや煩わしさというにとどまらず、「檻に閉じ込められた禽獣」のごとき不自由さ、恐怖、閉塞感などの感情と認識を抱かせた。

5.6 廃止、そして旅行証明書の性格

朝鮮人の強い反発を受け、1921年4月の警察部長会議¹⁰⁵⁾から旅行取締令の廃止について検討が始まったようである¹⁰⁶⁾。検討開始には「騒擾勃発後未タ民心鎮静ニ帰セザリシ大正8年〔1919年〕大正9年」から「時局安定セル大正10年以降」¹⁰⁷⁾への時局の変化が影響していたものと推測される。翌年にも同会議は開催¹⁰⁸⁾され廃止が検討されたが、1920年来の戦後恐慌に加え、「旅行券〔旅行証明書〕まで廃止すればさらに労働者らが多く渡航し、職業も得られず公然と困難な状況に陥る者が増えることを憂慮」¹⁰⁹⁾した内務省が決断に踏み切れず、廃止は延期され続けた¹¹⁰⁾。しかし1922年12月15日、ついに廃止となった¹¹¹⁾。

ここで廃止の意味と旅行証明書制度の性格について考えてみたい。鄭栄桓は「朝中〔露〕国境警備の強化から発した旅行証明制度が、廃止前後においては朝鮮人労働者の渡日規制へとその力点をシフト」させたと評価した¹¹²⁾。筆者もこのような捉え方に大きな異論はないが、本稿でのこれまでの議論を踏まえさらに分析を加えてみることにする。

旅行証明書制度には、文字通り朝鮮人に旅行証明書の所持を義務づけた書類制度という性格（狭義）と、独立運動を取り締まるために敷かれた検問制度という性格（広義）がある。前者からは証明書が目的地への旅行許可書、検問時の通行許可書、そして旅行者の身分証明書の機能を備えた書類であるという点が見いだされる。後者からは、旅行証明書制度に検問時の旅行証明書のチェック、暴力的な身体検査、旅行者への尋問などさまざまな形で朝鮮人に加えられる厳しい旅行取締りの側面が浮かび上がってくる。

警務局長丸山鶴吉によると¹¹³⁾、「早くから総督府は廃止をする予定でさまざまな関係官庁とも交渉」を始めたという。なぜ朝鮮総督府は早くから（1921年～）積極的に動き始めたのか。もちろん丸山がいうように旅行証明書制度が「一般旅行者には大きな弊端」となっていたし、朝鮮人の反発が大きかったというのも大きな理由だろう。だがそれ以上に、総督府の警務当局は、旅行証明書そのものの取締り効果の希薄さに気づいていたのではないか。丸山は廃止について述べながら「この規定が廃止されると同時に国境方面の警備は格別に嚴重にする。また、〔旅行証明書がなくとも〕別の方法で〔不穏分子を〕制止することができる」と述べた。すなわち総督府は、廃止に動き始めた頃からすでに、独立運動の取締りにおける旅行証明書の有効性を否定していたと推測されるのである。

一方で内務省は、独立運動の取締りではなく労働者の渡日規制の効果を旅行証明書制度に期待していた。つまり総督府とは違う視点で、旅行証明書の有効性を認めていたのである。このような朝鮮総督府と内務省の同床異夢が、廃止延期の背景にあったと考えられる。

丸山は、制度廃止後も内地渡航の際には「所管警察署の証明または民籍謄本」を所持していくよう朝鮮人労働者に呼びかけた。義務化は回避しつつも、事実上旅行証明書の代わりとなる身分証明書の所持を奨励したのである。丸山自身は「警察当局が勧めるよりも自身が進んで」そうすべきと朝鮮人に配慮した体裁をとりはしたが、本音としては完全な自由渡航化を懸念する内務省に配慮した言及であったともとれる。

最終的に制度自体は廃止に至ったが、現実には旅行証明書制度の検問的機能はより厳格な国境警備へと再編され、書類的機能、とりわけ旅行許可と身分証明の機能は、当面は朝鮮人の任意的な身分証明書の取得へ、数年後には渡航証明書制度へと再編され、引き継がれていくことになる。

お わ り に

以上、従来の在日朝鮮人史（内地渡航史）の枠組みを拡大または転換し、独立運動史（3・1運動史）の流れのなかで旅行証明書制度の考察を行った。

旅行証明書制度とは何か。それは3・1独立運動に対する緊急措置（緊急命令）として敷かれた非常事態体制の一部である。それは独立運動の取締りを目的とし、朝鮮人全部を対象とし、苛虐的な身体検査をともなった検問体制として、朝鮮人の前に出現した。それは、監獄的で、差別的で、反人権的な治安維持体制であった。したがってそれは目的において、対象において、そして方法において植民地（主義）的であった。一言でいうなら、それは植民地的な検問体制であった。

旅行証明書は他国向けの通行証ではなく、「内国」向けの通行証である。証明するのは国籍ではなく、良民であること、「不逞」でないことであった。旅行取締り政策の一部に旅行証明書も含まれるが、その逆ではない。暴力的な身体検査も同様にその一部である。その体制は、朝鮮人の地位を安定させるものではなく、不安定にするものであった。朝鮮人は閉じ込められ、植民地人としての差別的な地位に据えおかれた。その不安定は、いつ終わるかも知れない不安とともに「当分ノ内」つづいたのである。

朝鮮人独立運動家にとっては、その監視・検閲の網の目をあの手この手でかくぐらねばならないものであった。一般の朝鮮人にとっては、不便で屈辱的で、恐怖と怒りを誘発するものであった。しかし一方で、朝鮮人の新聞や知識人の言論空間においてみられた言説は、独立運動が取り締まられるのは自業自得で、その巻き添えを食うのは迷惑だというものであった。そうした言説は、独立運動者とそうでない朝鮮人とのあいだに大なり少なりの心理的な間隙を生じさせるものであった。

だが運用の結果、旅行証明書は本来の目的、すなわち『『不逞』とみなした独立運動者』を検挙するという目的に照らすと、思った以上に効果の薄いものであった。それに気づいた総督府は朝鮮人の怒りをなだめるためにも制度廃止に乗り出すが、内務省はこれに労働者の渡日規制という独自の意味を見出した。両者の同床異夢は廃止を先延ばしにさせたが、廃止後に旅行証明書の機能は二分化していく。すなわち検問体制の機能は国境警備へ、旅行許可および身分証明書類としての機能はのちの渡航証明書へと引き継がれていくのである。

[付記]

本研究は、JSPS-NRF 二国間交流事業 [JPJSBP120228813] による支援を受けたものである。

注

- 1) 朝鮮人個人ではなく集団に対してかけられた規制には、①労働者募集取締規則（1918年1月-1940年1月）と、②戦時労働動員（募集／官斡旋／徴用，1939年8月-1945年8月）がある。
- 2) 「朝鮮人旅行取締」『毎日申報』1919年4月16日付，2面。
- 3) 福井讓「第3章 三・一運動期における渡航管理政策——旅行証明書制度について」（『日本の植民地支配（1910～45年）と朝鮮人渡航管理政策の変容に関する研究』広島大学，2007年，博士論文）。
- 4) 姜在彦『姜在彦在日論集「在日」からの視座』新幹社，1996年，193頁。
- 5) 朴慶植『朝鮮人強制連行の記録』未来社，1965年，23頁。
- 6) 福井は「下関を通過する鮮人」『京城日報』（1919年9月26日付，3面）をもとに，同年8月の渡日者数が「一，六一八」人に急増したとしたが，傍点部分は「二，六一八」人と読むのが正しい。したがって1919年8月に渡日者が「急増」したという福井の指摘は当たらない。但し，旅行証明書制度のもとでも渡日者数がコンスタントに増加する傾向にあったという事実は各種資料から確認できる。
- 7) 外村大「旅行証明書」『在日コリアン辞典』明石書店，2010年，438頁。
- 8) 金度亨「한국 근대旅行券(旅券) 제도의 성립과 추이」『한국근현대사연구』제77집，2016，pp.7-55.
- 9) 趙景達『植民地朝鮮と日本』岩波書店，2013年，45頁。
- 10) 朝鮮憲兵隊司令部・朝鮮総督府警務総監部「朝鮮騷擾事件ノ概況 其一」（朝鮮憲兵隊司令部編『朝鮮三・一独立騷擾事件-概況・思想及運動-(復刻)』巖南堂書店，1969年所収）の「東京鮮人留学生ト本件ノ関係」（23-26頁）。これの元になったものが極秘高第7964号「独立宣言書署名者其他取調概要」1919年3月22日付，韓国国史編纂委員会編『韓国独立運動史資料38』，한국사데이터베이스 (<http://db.history.go.kr/>)（以下，韓国史DBと略す）と思われる。
- 11) 同前。
- 12) 秘受04341号「騷擾事件ト在外排日鮮人トノ関係」（1919年4月11日付）『不逞団関係雑件 朝鮮人ノ部 在内地 四』〈국의 항일운동 자료: 일본 외무성기록〉（以下，〈외무성 기록〉と略す），韓国史DB。この資料をもとにしたと思われるものがのちに前掲，「朝鮮騷擾事件ノ概況 其一」に抄録される。
- 13) 同前。
- 14) 同前。
- 15) 同前。

- 16) 水野直樹「治安維持法の制定と植民地朝鮮」『人文学報』第83号, 京都大学人文科学研究所, 2000年3月。
- 17) 法律第30号「朝鮮ニ施行スヘキ法令ニ関スル法律」(1911年3月25日公布・施行)の第3条による「臨時緊急ヲ要スル場合」に発される制令と思われる。
- 18) 前掲, 水野論文, 106頁。
- 19) 「(社説) 政治犯処罰令と朝鮮人旅行取締」『京城日報』1919年4月17日付, 1面。
- 20) 「(社説) 政治犯罪処罰令과 朝鮮人の 旅行取締」『毎日申報』1919年4月18日付, 1面。
- 21) 1919年当時内地では外務省令による「外国旅券規則」(外務省令第1号, 1907年制定)が施行されていた。しかし朝鮮では朝鮮総督府令による「外国旅券規則」(朝鮮総督府令第27号, 1910年制定)が施行されていた。両者の大きな違いは, 内地では地方行政機関(地方上級行政庁など)に, 朝鮮では警察行政機関(警務部など)に申請しなければならないという点にある。1921年の改正(朝鮮総督府令第57号)で朝鮮でも地方行政機関に旅券発給を申請するようになるまでは, 朝鮮では旅券発給業務も警察の仕事だったのである。
- 22) 第1条1号の「旅行証明書」と同2号の「在外帝国公館ノ証明書」は, 警察署が発行するか公館が発行するかという違いはあるものの, 実質的に同じ機能をもつ旅行証明書であると考えるとよいだろう。
- 23) 3号が「事後届出」規定であるとの解釈もある(前掲, 福井, 博士論文, 75頁)が, 事後すなわち旅行後となると, 旅行に先立って出入境地での検査を旅行証明書なしでスルーしたということになる。法令がその行為自体を原則的に禁止していることを考えると, この解釈は適切ではない。
- 24) ここでなぜ日本在住朝鮮人の朝鮮渡来=内地警察署での証明書下付を想定した規定を第1条第2号に盛り込まなかったのかとの疑問が残る。2号の在外帝国公館の証明書規定は総督府が外務省との調整を事前にクリアしていたことを物語るが, 内務省とは何らかの事情で調整ができなかったものと思われる。
- 25) 「鮮人ノ内地ヘノ旅行取締ノ状況」朝鮮総督府警務局『秘大正11年朝鮮治安状況(鮮内)』(『朝鮮統治史料』第7巻(独立運動), 韓国史料研究所, 1971年所収), 518-528頁の「第5表 内地渡航鮮人違反者検挙表(於釜山)」。同表には「労働者募集取締規則違反」の項目もあるが, これは個人ではなく企業の違反事例に当たるのでここでは除外した。
- 26) 当時は朝鮮刑事令により日本内地の刑法が朝鮮にも適用されていた(『朝鮮総督府官報』1912年3月18日付, 号外)。したがって「公文書偽造行使」は実質的に内地の刑法第158条違反に当たる。
- 27) たとえば「旅行証明을 変造」『東亜日報』1922年4月8日付, 3面など。
- 28) 制令第1号「朝鮮ニ於ケル法令ノ効力ニ関スル件」(1910年8月29日公布・施行)。
- 29) 勅令第319号「朝鮮総督府設置に関する件」(1910年8月29日公布・施行)。

- 30) 勅令第 323 号「旧韓国軍人ニ関する件」(1910 年 8 月 29 日公布・施行)。
- 31) 勅令第 396 号「朝鮮人タル官吏ノ特別任用ニ関スル件」(1910 年 9 月 30 日公布, 10 月 1 日施行)。
- 32) 「(史料集 第四〈四編 独立運動の事件〉) 第四章 独立運動の 形便」大韓民国臨時政府編『韓日関係資料集』, 国史編纂委員会編『韓国独立運動史資料 4』(以下, 『資料』と略し番号を振る), 韓国史 DB。
- 33) 「鮮人旅行者極めて尠い」『毎日申報』1919 年 5 月 9 日付, 2 面。
- 34) 「(社説) 旅行証明の 廃止를 主張하노라 (上)」『東亜日報』1921 年 7 月 9 日付, 1 面。
- 35) 「辞令塔」『朝鮮日報』1922 年 12 月 17 日付, 4 面。
- 36) 平南機密第 278 号; 朝鮮總督府内秘補 1212 「騷擾ニ関スル民心ノ傾向調査報告」(平安南道長官工藤英一, 1919 年 6 月 7 日付) 『大正八年騷擾事件ニ関スル道長官報告綴 七冊ノ内七』〈소요에 관한 도장관 보고철〉(以下, 〈보고철〉と略す) 韓国史 DB。
- 37) 「間島에서 朝鮮에 오는 려행권은 사진을 안붙쳐도 좃타」『東亜日報』1922 年 1 月 5 日付, 3 面。
- 38) 「旅行証明書発行件数」『毎日申報』1919 年 5 月 10 日付, 3 面。
- 39) 秘第 250 号; 朝鮮總督府内秘補 1227 「地方騷擾ニ関スル件」(咸鏡北道長官上林敬次郎, 1919 年 6 月 5 日付), 『大正八年 騷擾事件ニ関スル道長官報告綴 七冊ノ内七』〈보고철〉。
- 40) 大同団および李垺亡命事件の概要と詳細については, 한국민족문화대백과사전 (<http://encykorea.aks.ac.kr/>) の「조선민족대동단」の項目, および신복룡 『대동단실기』 개정증보판, 선인, 2014 年を参照した。
- 41) 「意見書」(1919 年 12 月 5 日付), 国史編纂委員会『韓民族独立運動史資料集 5』(以下, 『資料集』と略し番号を振る), 韓国史 DB。
- 42) 「鄭南用訊問調書 (第 2 回)」(警察, 1919 年 11 月 16 日付) 『資料集 5』。
- 43) 「金春基訊問調書 (第 2 回)」(警察, 1919 年 11 月 20 日付) 『資料集 5』。
- 44) 前掲「鄭南用訊問調書 (第 2 回)」(警察)。
- 45) 「鄭南用訊問調書 (第 4 回)」(予審, 1920 年 3 月 27 日付) 『資料集 6』。
- 46) 「李垺公訊問調書 (第 1 回)」(警察, 1919 年 11 月 21 日付) 『資料集 5』。
- 47) 前掲, 「鄭南用訊問調書 (第 4 回)」(予審)。
- 48) 「申相泰訊問調書 (第 2 回)」(高等法院, 1919 年 9 月 3 日付) 『資料集 8』。
- 49) 「決定」(予審, 1919 年 9 月 30 日付) 『資料集 8』。
- 50) 「徐相灝訊問調書 (第 2 回)」(予審, 1919 年 7 月 29 日付) 『資料集 7』。
- 51) 「不逞鮮人ノ決死暗殺隊実行員ノ行動等ニ関スル件」(在間島總領事代理領事塚与三吉, 1920 年 7 月 8 日付) 『資料 42』。
- 52) 高警第 35694 号; 秘受 14508 号「独立運動資金携帯者取押ニ関スル件 (平安北道知事報告要旨)」(1919 年 12 月 17 日付) 『不逞団関係雜件 朝鮮人ノ部 在内地 九』〈외무성 기록〉。

- 53) 怡隆洋行はアイルランド出身のジョージ・ルイス・ショーが経営していた貿易会社。ショーの好意により上海臨時政府の交通局（主に国内外の連絡や資金調達を行う）が設置されていた。
- 54) 「李東輝ノ行動ニ関スル件」（在間島総領事代理領事堺与三吉，1920年9月16日付）『資料43』。
- 55) 「独立運動資金募集者検挙ノ件（平安北道知事報告）」（1920年5月18日付）『資料38』。
- 56) 「朝鮮独立運動ニ関スル件（第一報）」（1919年9月27日付），『資料41』。
- 57) 秘第250号；朝鮮総督府内秘補1217号「地方騒擾ニ関スル件」（咸鏡北道長官上林敬次郎，1919年6月3日付）『大正八年騒擾事件ニ関スル道長官報告綴 七冊ノ内七』〈보고찰〉。
- 58) 「鳴江渡橋注意」『朝鮮日報』1921年9月19日付，3面。
- 59) 「西鮮에서 도라와 (一)」『東亜日報』1920年6月5日付，1面。
- 60) 「西鮮에서 도라와 (五)」『東亜日報』1920年6月16日付，1面。
- 61) 「(社説) 旅行証明과 身体検査」『東亜日報』1922年4月3日付，1面。
- 62) 朝鮮総督府内秘補996；秘第250号「地方騒擾ニ関スル件」（咸鏡北道長官上林敬次郎，1919年5月13日付）『大正八年騒擾事件ニ関スル道長官報告綴 七冊ノ内五』〈보고찰〉。
- 63) 前掲，秘第250号；朝鮮総督府内秘補1227「地方騒擾ニ関スル件」（咸鏡北道長官上林敬次郎，1919年6月5日付）。
- 64) 秘第250号；朝鮮総督府内秘補1006「地方騒擾ニ関スル件」（咸鏡北道長官上林敬次郎，1919年5月16日付）『大正八年騒擾事件ニ関スル道長官報告綴 七冊ノ内五』〈보고찰〉。
- 65) 秘第250号；朝鮮総督府内秘補1087「地方騒擾ニ関スル件」（咸鏡北道長官上林敬次郎，1919年5月17日付）『大正八年騒擾事件ニ関スル道長官報告綴 七冊ノ内五』〈보고찰〉。
- 66) 前掲，秘第250号；朝鮮総督府内秘補1227「地方騒擾ニ関スル件」（咸鏡北道長官上林敬次郎，1919年6月5日付）。
- 67) 秘第861号；朝鮮総督府内秘補1097「天道教徒ノ脱教ニ関スル件報告」（咸鏡南道長官李圭完，1919年5月26日付）『大正八年騒擾事件ニ関スル道長官報告綴 七冊ノ内五』〈보고찰〉。
- 68) 前掲「鮮人ノ内地ヘノ旅行取締ノ状況」，519-528頁。以下に続く記述も同資料を参照。
- 69) 「内地行鮮人処罰旅行証明書を借る」『朝鮮時報』1921年4月1日付，3面。
- 70) 「方向 틀린 旅行」『毎日申報』1921年9月20日付，3面。
- 71) 「旅行証明偽造」『東亜日報』1921年9月22日付，3面，および「旅行証明書偽造」『朝鮮日報』1921年9月22日付，3面。
- 72) 「虛偽로 신청한 려행증명청원이 발각되야 취조중」『東亜日報』1922年4月26日付，3面，および「警察署를 欺罔」『毎日申報』1922年4月27日付，3面。
- 73) 「騒擾事件ニ関スル民情彙報（第三報）」（1919年5月2日付）『資料38』。ちなみに内地

- 人で「朝鮮人カ今回ノ妄動ヲ敢テシタルタメ自縄自縛ニ陥リタルモノニシテ今後モ尚取締ノ嚴重トナルハ当然」という者もいた。洪在祺の認識はこれと同種といえる。騷密第475号；秘受04720号「騷擾事件ニ關スル民情彙報（第四報）」（1919年4月19日付）『不逞団關係雜件 朝鮮人ノ部 在内地 五』〈외무성기록〉。
- 74) 前掲，騷密第475号；秘受04720号「騷擾事件ニ關スル民情彙報（第四報）」（1919年4月19日付）。
- 75) 前掲「西鮮에서 도라와（五）」『東亞日報』1920年6月16日付，1面。
- 76) 「頭痛인 旅行証明書」『毎日申報』1921年6月21日付，3面。
- 77) 「(社説) 原稿檢閲과 旅行証明의 廢止」『東亞日報』1922年9月15日付，1面。
- 78) 「民声」『朝鮮日報』1922年12月13日付，2面。
- 79) 前掲「辞令塔」『朝鮮日報』1922年12月17日付，4面。
- 80) 「(社説) 鮮人旅行証廢止」『朝鮮時報』1922年12月14日付，1面。
- 81) 前掲「(社説) 旅行証明의 廢止를 主張하노라（上）」『東亞日報』1921年7月9日付，1面。
- 82) 「(社説) 旅行証明廢止에 對하야」『朝鮮日報』1922年12月14日付，1面。
- 83) 「騷擾事件報告旬報（第四）騷擾ノ影響 在鮮外人ノ狀況」（朝鮮總督府，1919年4月30日付）『資料38』。
- 84) 「横説豎説」『東亞日報』1921年5月19日付，2面。
- 85) 前掲「頭痛인 旅行証明書」『毎日申報』1921年6月21日付，3面。
- 86) 前掲「(社説) 旅行証明의 廢止를 主張하노라（上）」『東亞日報』1921年7月9日付，1面。
- 87) 「(社説) 旅行証明의 廢止를 主張하노라（下）」『東亞日報』1921年7月10日付，1面。
- 88) 前掲「(社説) 旅行証明廢止에 對하야」『朝鮮日報』1922年12月14日付，1面。
- 89) 前掲「西鮮에서 도라와（五）」『東亞日報』1920年6月16日付，1面。
- 90) 前掲「(社説) 旅行証明과 身体檢査」『東亞日報』1922年4月3日付，1面。
- 91) 「잔소리」『朝鮮日報』1922年12月14日付，3面。
- 92) 「横説豎説」『東亞日報』1922年12月15日付，2面。
- 93) 「張事務官永興來着」『東亞日報』1921年10月14日付，4面。
- 94) 「死活의 根本問題」『東亞日報』1921年4月19日付，4面。
- 95) 「朝鮮人産業大会建議案」『東亞日報』1921年9月16日付，1面。「朝鮮産業改善建議案（三）」『朝鮮日報』1921年9月18日付，1面。
- 96) 前掲「横説豎説」『東亞日報』1921年5月19日付，2面。
- 97) 前掲「(社説) 旅行証明의 廢止를 主張하노라（下）」『東亞日報』1921年7月10日付，1面。
- 98) 「今日부터 旅行券全廢」『毎日申報』1922年12月15日付，3面。
- 99) 前掲「死活의 根本問題」『東亞日報』1921年4月19日付，4面。
- 100) 前掲「(社説) 旅行証明의 廢止를 主張하노라（下）」『東亞日報』1921年7月10日付，

- 1面。
- 101)前掲「(社説)旅行証明의 廢止를 主張하노라 (上)」『東亞日報』1921年7月9日付, 1面。
- 102)前掲「(社説)旅行証明과 身体檢査」『東亞日報』1922年4月3日付, 1面。
- 103)「旅行規則은 廢止」『朝鮮日報』1922年12月12日付, 3面。
- 104)「휴지통」『東亞日報』1922年12月15日付, 3面。
- 105)1921年の警察部長會議は4月27~30日までの4日間。「警察部長會期」『朝鮮日報』1921年4月14日付, 2面。議論の詳細は不明。
- 106)「鮮人の旅行手續が愈愈簡便になる」『朝鮮時報』1922年12月13日付, 3面。
- 107)前掲「鮮人ノ内地ヘノ旅行取締ノ狀況」, 519頁。
- 108)1922年の警察部長會議は5月10~12日までの3日間。「警察部長會議來十日부터 三日間」『東亞日報』1922年5月7日付, 2面。議論の詳細は不明。
- 109)「證明은 廢止하나 경계는 더욱 엄중 환산 경무국당 말」『東亞日報』1922年12月12日付, 3面。
- 110)「旅証廢止에 注意」『朝鮮日報』1922年12月12日付, 3面。「來十五日限하야 旅行証明廢止」『每日申報』1922年12月12日付, 3面。
- 111)『朝鮮總督府官報』1922年12月15日付。
- 112)鄭榮桓「在日朝鮮人の形成と「關東大虐殺」」『植民地朝鮮』東京堂出版, 2011年, 104頁。
- 113)前掲「證明은 廢止하나 경계는 더욱 엄중」『東亞日報』1922年12月12日付, 3面。

(第20期第8研究会による成果)